

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉大津市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援等」とは委員会の後援の名義使用及び委員会名による表彰の実施の承認をいう。

(対象団体)

第3条 委員会は、次の各号いずれかに該当する団体について、後援等することができる。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校等の教育機関
- (3) 社会教育法による社会教育関係団体
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (5) 前4号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める団体

(承認基準)

第4条 委員会は、次の各号のいずれにも該当する事業について、後援等することができる。

- (1) 目的及び内容が、教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与すると認められるもの
- (2) 広く市民が参加できるもの
- (3) 主催者に事業遂行能力があると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等しない。

- (1) 本市の教育行政の方針に反する事業
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (3) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (4) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (5) 参加者に対する経済的負担が過重なもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になる恐れのあるもの

- (7) その事業の性質や規模等を勘案し、教育効果が期待できないもの
- (8) 前7号に掲げるもののほか、後援等を行うことが適当でないとするもの
(申請)

第5条 委員会の後援等を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、泉大津市教育委員会後援等依頼申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業を主催する団体の定款、規約その他団体の概要が分かる書類
- (2) 開催要領等事業の内容が分かる書類
- (3) 有料で実施する事業にあつては収支予算書
- (4) 賞状の文面案等表彰の内容が明らかになるもの（委員会名による表彰の実施の場合に限る）
- (5) その他委員会が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、委員会は前項に掲げる書類の一部を提出する必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

3 申請の手続きは、承認を希望する日の1月前までに行わなければならない。ただし、委員会が特別に認める場合はこの限りではない。

(承認等)

第6条 委員会の後援等に関する事務は、教育長が専決処理するものとする。

2 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

第7条 委員会は、第5条の規定による申請があつたときは、関係書類を審査のうえ、承認の可否を決定し、泉大津市教育委員会後援等承認通知書（様式第2号）もしくは泉大津市教育委員会後援等不承認通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 委員会は、前項の規定による承認を行う場合は、必要に応じて条件を付すことができる。

3 委員会名による表彰の実施の承認を行う場合は、賞状を交付するものとする。

(事業内容等の変更)

第8条 前条の規定による承認を受けた者は、事業の内容等に変更が生じた場合は、速やかに事業内容等変更承認申請書(様式第4号)を委員会に提出しなければならない。

(事業中止の報告)

第9条 後援等の承認を受けた者は、事業を中止した場合は、速やかに事業中止報告書(様式第5号)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会名による表彰の実施の承認を受けている場合は、速やかに交付された賞状を委員会に返還しなければならない。

(事業実績の報告)

第10条 後援等の承認を受けた者は、当該事業の終了後速やかに、事業名、日時、場所、参加人数等を記載した事業実績報告書(様式第6号)を作成し、委員会に提出しなければならない。

(承認の取消)

第11条 委員会は、第6条の規定により承認した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。この場合において、承認の取り消しにより生じた損害に対して、委員会はその賠償の責を負わない。

(1) 第4条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき

(2) 第7条第2項の規定により付した条件を遵守しないとき

(3) 虚偽又は不正な手段により承認を受けたとき

(4) その他、後援等にふさわしくないと認められる行為があったとき

2 委員会は、前項により承認を取り消したときは、泉大津市教育委員会後援等承認取消通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとし、委員会名による表彰の実施の場合は、通知とともに交付した賞状を速やかに返還させるものとする。

(庶務)

第12条 後援等に関する庶務は、教育委員会事務局教育部教育政策課が行う。

第13条 この要綱に定めるほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。